

議案第45号

霞台厚生施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，霞台厚生施設組合規約（昭和47年地指令第608号）を別紙のとおり変更する。

平成27年2月24日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成27年4月から石岡市，小美玉市，かすみがうら市，茨城町の3市1町におけるごみ処理広域化，ごみ処理施設建設等に関し共同事務を行うため，霞台厚生施設組合規約の一部を変更することについて協議したいので，地方自治法第290条の規定により，本案を提出するもの。

## 霞台厚生施設組合格約の一部を改正する規約

霞台厚生施設組合格約（昭和47年地指令第608号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の市」を「次の市町（以下「関係市町」という。）」に、「石岡市，小美玉市」を「石岡市 小美玉市 かすみがうら市 茨城町」に改める。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 この組合は，次に掲げる事務を共同処理する。ただし，第3号から第5号までに掲げる事務については，石岡市及び小美玉市に限る。

- (1) ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整に関すること。
- (2) ごみ処理広域化に係る計画に基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の建設及び当該建設に附帯する事務に関すること。
- (3) 石岡市及び小美玉市のごみ処理に関すること。ただし，石岡市に係るものについては旧石岡市の区域（平成17年9月30日現在の石岡市の区域をいう。）を対象とし，小美玉市に係るものについては旧小川町及び旧玉里村の区域（平成18年3月26日現在の小川町及び玉里村の区域をいう。）を対象とする。
- (4) 現に組合が有するごみ処理施設の設置及び維持管理に関すること。
- (5) 老人福祉センター施設の設置及び管理並びに運営に関すること。

第5条を次のように改める。

（組合議会の組織）

第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は17人とし，関係市町の組合議員の定数は，次のとおりとする。

石岡市5人 小美玉市4人 かすみがうら市4人 茨城町4人

2 前項の組合議員は，関係市町の議会議員の中から当該市町議会において

互選する。

第6条第1項中「当該市議会議員」を「当該市町議会議員」に改め、同条第2項中「市において」を「市町議会において」に改める。

第7条第1項中「議員」を「，組合議員」に改める。

第13条中「議会」を「組合議会」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項及び第2項中「各市」を「関係市町」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「監査委員を2人」を「監査委員2人を」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「市」を「市町」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「副管理者2人」を「副管理者3人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 管理者は、関係市町の長の互選により定め、副管理者は、管理者とならなかった関係市町の長をもって充てる。

第8条第4項中「または」を「又は」に改め、同条第5項中「当該市の長及び副市長」を「当該市町の長」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。